

令和5年度

総 会 議 案 書

大阪市立小中学校事務研究会

## 令和 5 年度 総会

### 議事

- (1) 令和 4 年度 事業報告
- (2) 令和 4 年度 会計決算報告
- (3) 令和 4 年度 監査報告
- (4) 令和 5 年度 役員等選出について
- (5) 令和 5 年度 事業計画（案）
- (6) 令和 5 年度 会計予算（案）

## 令和4年度 事業報告

令和4年度、学校現場では新型コロナウイルス感染症の対策に加え、国際情勢の影響による物価高騰により、さまざまな対応が必要となりました。そのような状況においても、子どもの学びを保障し、安心して安全に学校生活を送ることができるよう工夫を行うことや、教職員の多忙化解消など、働き方改革に向けた取組を推進することが求められました。

大阪市の学校事務職員においては、大阪市立学校管理規則の改正により、令和2年度に共同学校事務室のモデル設置が行われ、令和3年度からは段階的に構成校が拡大されてきました。そして、令和5年度からは大阪市すべての小学校、中学校及び義務教育学校において共同学校事務室を実施するとともに、学校事務の取扱の一部を変更することが通知されました。

そのようななか、大阪市立小中学校学校事務研究会（以下、市事研）は、新しい時代に対応した学校事務職員の果たすべき役割として、総務と財務における知識を最大限に発揮し、的確な計画性や判断力をもって学校組織マネジメントの中核の一端を担うことや、兼務発令を十分に活かした共同学校事務室における実践等を踏まえながら、より効果的で効率的な学校事務のあり方を探求するため、研究課題を「学校力向上の一翼を担う」としました。そして、活動の三本柱である「次代の学校事務の確立に向けた研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」を中心に研究会活動を進めました。

※ 開催日程や活動内容など詳細については、2ページ以降に掲載しています。

※ 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度途中で事業・活動計画の変更を行っています。

## 1 総会

本会の最高決議機関である総会は、会員の意思を反映させる場です。  
令和4年度は、次のとおり開催しました。

開催日	令和4年5月27日（金）
会場	大阪市立港区民センター
議事	(1) 令和3年度 事業報告 (2) 令和3年度 会計決算報告 (3) 令和3年度 監査報告 (4) 令和4年度 役員等選出について (5) 令和4年度 事業計画（案） (6) 令和4年度 会計予算（案） (7) 会則改正（案）について

## 2 幹事会

総会で委任された事項について協議・決議し、研究や研修活動の円滑な実施を図るよう努めました。

年 月 日	会 場	内 容
4 . 6 . 29	大阪市教育センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今年度の活動について</li><li>・ 第28回大阪市立小中学校事務研究大会について</li><li>・ 業務連絡 備品の棚卸しについて等</li></ul>
5 . 2 . 14	大阪市立堀川小学校	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 補正予算について</li><li>・ 役員等選出委員会の設置について</li><li>・ 今年度の活動について</li><li>・ 第28回大阪市立小中学校事務研究大会について</li><li>・ 業務連絡 令和5年度予算執行計画について JR・私鉄の運賃値上げについて等</li></ul>

## 3 役員会

役員会は、総会で承認された事項や協議された事項について適宜会議を開催するなど、円滑な研究会活動を図るよう努めました。

## 4 事務局

〔活動内容〕

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報やホームページ等による情報発信
- (5) 関係機関・団体との連携

事務局は、各専門部との連携や、全事研・近事研・府事研との連携をはじめとした、関係機関との調整にあたり、市事研の効率的な会務運営に努めました。

また、市事研究会報「市事研 おおさか 翔」第234～239号を発行し、会報には、総会、幹事会、専門部主管の研修会等に関する案内や報告、本会の活動内容、関係機関・団体の研究大会等の案内などを掲載し、会員のみならず所属長や関係機関等に配付することで、市事研の活動について広く周知を図りました。

ホームページについては、会報や研修会等の案内を掲載するとともに、実務研修会資料や研究集録、文書分類用ラベルなど、会員が業務で活用することができる資料を掲載しました。

発行物	内容等
会報 (234号) 令和4年6月13日発行	<ul style="list-style-type: none"><li>・会長あいさつ</li><li>・第28回大阪市立小中学校事務研究大会について</li><li>・専門部員、研究大会実行委員の募集</li><li>・ホームページ「資料掲載」ページのログイン方法について</li></ul>
市事研ホームページ 「資料掲載」ページの ユーザー名及びパスワード	令和4年度の会費納入者へ発送
会報 (235号) 令和4年7月13日発行	<ul style="list-style-type: none"><li>・第28回大阪市立小中学校事務研究大会実行委員長あいさつ</li><li>・研修会及び令和4年度総会報告</li><li>・令和4年度 役員、事務局専門部員、監査委員名簿</li><li>・令和4年度 幹事会名簿</li><li>・令和4年度 第1回幹事会報告</li></ul>
会報 (236号) 令和4年8月31日発行	<ul style="list-style-type: none"><li>・第28回大阪市立小中学校事務研究大会案内</li><li>・令和4年度パソコン研修会について</li><li>・研修部PC講座 Vol.16</li></ul>
会報 (237号) 令和4年11月10日発行	<ul style="list-style-type: none"><li>・第28回大阪市立小中学校事務研究大会報告</li><li>・他団体主催研修会等参加報告</li><li>・実務研修会案内</li></ul>
会報 (238号) 令和5年1月23日発行	<ul style="list-style-type: none"><li>・会長あいさつ</li><li>・実務研修会報告</li><li>・パソコン研修会について</li><li>・第31回大阪府公立学校事務研究大会報告</li></ul>

会報 (239号) 令和5年3月3日発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコン研修会案内</li> <li>・ 令和4年度 第2回幹事会報告</li> <li>・ 転任個人報告書について</li> <li>・ 文書分類用ラベル作成手順</li> </ul>
転任個人報告書	各所属へ発送（ホームページにも掲載）
文書分類用ラベル	ホームページに掲載

## 5 専門部

### ◆ 研究部

〔活動テーマ及び方針〕

#### (1) 学校事務職員に求められる役割についての研究

昨今、学校に対してさまざまな教育課題への対応が求められ、学校現場を取り巻く環境は複雑化・困難化しており、学校事務職員に求められる役割についても多様化しています。こういったことから研究部では、学校の教育課題の解決に向け、学校事務職員が「チームとしての学校」のなかで、財務や総務といった専門性を活かしながら学校経営へ参画し、学校力向上の一翼を担う必要があると考え研究を進めてきました。

今後、より質の高い学校教育目標の達成をめざすためには、校内組織の活性化を図りながら、更なる学校組織マネジメント機能の強化を図る必要があると考えます。学校事務職員が教職員と協働しながら、学校においてミドルリーダーとしてリーダーシップを発揮するための効果的な体制等を探求し、引き続き、これから求められる今後の「学校事務職員のあり方」について研究を進めます。

#### (2) 業務改善に関する研究

学校事務の領域全般を視野に入れ、環境整備や事務効率の向上のみならず校内組織の運営などについても実務実践を進め、より適正で効果的・効率的な業務改善について研究します。

#### (3) 学校事務の調査及び統計

① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。

② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

〔活動内容〕

学校現場を取り巻く環境は複雑化・困難化するとともに、学校に求められる役割は拡大・多様化しています。研究部では、日常の業務において形式的に事務処理を行うだけでなく、主体的・積極的に学校経営へ参画していくことが、学校の教育目標達成に向けて求められるこれからの学校事務職員のあるべき姿と捉え、研究を進めてきました。

そして今年度は、学校事務職員が共同学校事務室といった組織で学校経営へ参画するために、まず「チームとしての学校」において総務・財務といった専門性を柱に、校内組織のなかでミドルリーダーとしての役割を果たし、積極的に教職員と協働を図りながら、主体的に学校経営へ参画していくことをテーマに研究と実践を積

みあげました。

昨今、学校現場では、さまざまな社会情勢の変化等によって生じる新たな課題や状況に対し、これまで以上に教職員同士で協働しながら、組織的に取り組むことが求められています。「チームとしての学校」のメンバーが個々の知識や能力、経験を活かして共通の目標に向かうためには、学校事務職員が各教科領域や校務分掌に基づく校内組織等において連携を図り、取組を進めていくことが必要です。そのなかで、学校事務職員は学校財務に専門性をもつ唯一の行政職員として、教育活動と財務運営が一体となった効果的で円滑な学校財務運営を展開していく必要があります。

令和2年度に二つの地区で始まった大阪市の共同学校事務室については、モデル設置の拡大や段階実施を経て、令和5年度から全市実施されます。共同学校事務室設置の目的のなかでは、OJTを通じた学校事務職員の人材育成や、学校事務の平準化、事務処理の標準化を図ることで、学校組織マネジメント機能を更に強化していくことが挙げられています。また、個々の学校事務職員による学校経営への参画から集団（組織）として参画する形態へ転換を図り、より積極的・主体的に学校経営に参画することが必要であると示されています。

こうしたことから研究部では、学校事務職員が校内組織を通じて、総務・財務といった分野を中心に学校経営へ参画した経験が、各学校の教育目標の達成や課題解決に向けて、より効果的な取組につながると考察し、また、学校事務職員としての経験が浅い場合など、それぞれの状況により取り組むことが困難な状況においても、共同学校事務室における相互の兼務発令を活用して実現していくといった新たな学校経営への参画のあり方について提案し、研究発表を行いました。

#### ◆ 研修部

〔活動テーマ及び方針〕

(1) より自律的で安定した学校事務を実現するための研修

学校事務を取り巻く環境が大きく変化していくなか、各学校で日々の業務を確実に遂行し、より広い視野から学校経営に参画することができるよう、会員の職能形成や資質向上につながる研修会を企画します。

(2) 業務能力を高める研修

より効率的・効果的な事務処理を行うための研修会の企画や資料作成に取り組みます。

(3) 今日的課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を積まれた講師による研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

会報やホームページを活用し、会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

## 〔活動内容〕

研修部では、活動テーマ及び方針に基づき、三つの研修会を行いました。

5月の研修会では講師をお招きし、学校における働き方改革を推進するにあたってのポイントやアプローチの方法として、自身のバイアス（思考の偏り）の見つけ方やタイムマネジメント術などについてご講演いただきました。

11月には教科書無償給与事務と、特別支援教育就学奨励費事務についての二本立てで実務研修会を開催しました。教科書無償給与事務については、教育の根幹を支える教科書無償給与制度について趣旨を正しく理解し、教科書無償給与事務を適正かつ円滑に処理することができるよう、制度の概要や教科書無償給与に関する法律、教科書が児童生徒へ無償給与されるまでの流れなどについて、SKI Pポータル掲載の「所定の様式」を使用した方法で説明を行いました。特別支援教育就学奨励費事務については、対象となる児童生徒の保護者へ適正に特別支援教育の普及奨励を図ることができるよう、制度の概要や、就学援助や生活保護など他制度との関連、また、学校徴収金会計との関係について説明を行いました。制度の理解を深め適切な処理ができるよう、年間業務の流れ、手続きのポイントについて、静止画と音声を用いた事例の紹介やQ & Aを交えて研修を行いました。

パソコン研修会では、「PC講座総集編」「教育情報利用パソコン Q & A」「Outlook Q & A」「Teams Q & A」の四つの資料を2月に市事研HPへ掲載しました。「PC講座総集編」では、これまで会報に掲載してきた「PC講座」を再編集し、ExcelやWordに関する基礎的な知識や便利な機能についてまとめました。「教育情報利用パソコン Q & A」「Outlook Q & A」「Teams Q & A」では基本的な操作方法や応用術などについて掲載しています。

## 〔研修内容〕

- (1) 研修会 「働き方改革ってどんなこと？－業務の質を上げるコツ－」

開催日 令和4年5月27日（金）

対象 市事研会員

講師 合同会社 先生の幸せ研究所

代表 澤田 真由美 様

内容 働き方改革について

- (2) 実務研修会 「教科書無償給与事務について」  
「特別支援教育就学奨励費事務について」

開催日 令和4年11月24日（木）

対象 市事研会員

内容 教科書無償給与事務にかかる実務研修

特別支援教育就学奨励費事務にかかる実務研修

- (3) パソコン研修会 「PC講座総集編」「教育情報利用パソコン Q & A」  
「Outlook Q & A」「Teams Q & A」

資料掲載日 令和5年2月28日（火）

対象 市事研会員

内容 パソコンに関する操作研修

## 6 研究大会実行委員会

第 28 回大阪市立小中学校事務研究大会実行委員会を、研究大会実施規程に基づき開催しました。大会を円滑に実施するために実行委員が事務局・庶務担当・集録担当に分かれ、研究部、役員会と連携しながら企画・運営にあたりました。

研究大会の概要は次のとおりです。

大会テーマ	「学校力向上の一翼を担う」 ～チームで踏み出そう！子どもたちの未来のために～
開催日	令和 4 年 9 月 21 日（水）
会場	大阪市教育センター 2 階講堂
内容	研究発表 「校内組織から考察する学校事務職員のあり方 ～個から集団への転換に向けて～」 大阪市立小中学校事務研究会 研究部  記念講演 「変化の時代に期待される学校事務職員の役割 ～学校経営への参画と共同学校事務室の課題～」 講師 茨城大学 教育学研究科 教育実践高度化専攻 教授 加藤 崇英 様

## 7 関係機関・団体との連携

### (1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）

定期総会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 令和 3 年度 事業報告
- ② 令和 3 年度 決算報告及び監査報告
- ③ 令和 4 年度 会長・副会長及び監査の選出
- ④ 令和 4 年度 常任理事の承認
- ⑤ 令和 4 年度 事業計画（案）
- ⑥ 令和 4 年度 予算（案）
- ⑦ 第 53 回全国研究大会（埼玉大会）決算報告について
- ⑧ 第 54 回全国研究大会（愛媛大会）について

### (2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）

代議員会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 令和 3 年度 事業報告及び監査報告について
- ② 令和 3 年度 会計決算及び監査報告について
- ③ 令和 4 年度 事業計画（案）について
- ④ 令和 4 年度 会計予算（案）について

(3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）

定期総会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 令和 3 年度 事業報告について
- ② 令和 3 年度 会計決算報告並びに監査報告について
- ③ 令和 4 年度 役員等の選出（案）について
- ④ 令和 4 年度 事業計画（案）について
- ⑤ 令和 4 年度 会計予算（案）について

(4) 政令指定都市学校事務職員研究協議会

北九州市主管による第 39 回定例会は、現地開催とオンライン開催の併用により開催されました。主管団体からの提案資料を基に、意見交換を行いその成果を共有しました。

- ① 政令指定都市の学校事務職員の現状と今後について
- ② 政令指定都市における学校事務研究のあり方について
- ③ 政令指定都市における学校事務職員の人材育成について

## 令和4年度 会計決算書

令和4年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の決算は、次のとおりです。

### 1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	補正予算額	予算現額	決 算 額	説 明
会 費	582,000	-147,000	435,000	435,000	1,000円×435名
補 助 金	200,000	0	200,000	200,000	(財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金
研 究 大 会 資 料 代	5,000	-5,000	0	0	研究大会資料代(追加分)
前 年 度 繰 越 金	671,730	0	671,730	671,730	
雑 収 入	3	300,004	300,007	300,007	銀行預金利息、広告収入
合 計	1,458,733	148,004	1,606,737	1,606,737	

### 2 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	補正予算額	予算現額	決 算 額	説 明	
報 償 費	報 償 金	350,000	-128,980	221,020	221,020	研修会、研究大会講師謝礼
需 用 費	消 耗 品 費	120,000	15,546	135,546	135,546	運営・活動用消耗品等 事務局 106,196 円 研究部 0 円 研修部 11,973 円 研究大会 17,377 円
	印 刷 製 本 費	330,000	500	330,500	330,500	研究集録、実務研修会資料印刷製本
運 営 費	渉 外 費	5,000	-5,000	0	0	
役 務 費	通 信 運 搬 費	43,000	-5,863	37,137	37,137	郵便切手、振込手数料、物品運搬費等
	筆 耕 翻 訳 料	90,000	-48,000	42,000	42,000	研修会手話通訳
使 用 料	会 場 使 用 料	200,000	-175,300	24,700	24,700	令和5年度研修会・総会
	貸 借 料	33,000	0	33,000	33,000	ホームページサーバー料等
負 担 金	会 費	105,000	-5,000	100,000	100,000	全事研会費、府事研会費
旅 費	普 通 旅 費	182,000	-152,660	29,340	29,340	政令指定都市研会議交通費
予 備 費		733	-733	0	0	
次 年 度 繰 越 金		0	653,494	653,494	653,494	
合 計		1,458,733	148,004	1,606,737	1,606,737	

# 令和4年度 監査報告

## 1 事業監査報告

総会で承認された事業計画に基づいて、事務局及び各専門部が活動を成し得ているかどうか、会則第25条の規定により、幹事会等に出席し監査を行いました。

令和4年度の事業計画のとおり、事務局及び各専門部が、会則第2条の規定に基づいて、目的達成に向け活動していたことを認めます。

## 2 会計監査報告

令和4年度会計について、会則第25条の規定により、帳簿等の監査を令和5年4月27日に行いました。

令和4年度会計決算書のとおり、会則第39条による会計規程に基づいて関係書類が整備され、適正に執行されたことを認めます。

令和5年4月27日

監査委員	大上久美子	ⓐ
監査委員	大福伸子	ⓑ

(印影省略)

# 令和5年度 事業計画（案）

## I 国の情勢

### 1 令和5年度 文部科学省予算

令和5年度の文部科学省予算は前年度予算より0.2%増の5兆2,941億円となり、うち文教関係予算については4兆146億円となりました。

《文教関係予算のポイント》※一部抜粋

- \* 個別最適な学びと協働的な学びの実現
  - ➡ 教師等の指導体制の充実と働き方改革の推進  
GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速 等
- \* 新しい時代の学びを支える学校施設の整備
  - ➡ 教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備 等
- \* 高等教育機関の多様なミッションの実現
- \* 誰もが学ぶことができる機会の保障
  - ➡ いじめ、不登校対策等の推進  
生涯を通じた障害者の学びの推進  
日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実 等

今年度も昨年度に引き続き、学校における働き方改革推進のためのスタッフの充実と教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用、教育データの分析の推進等が進められていきます。また、今日的課題となっている多様な児童生徒の学びの保障や教育の充実についても引き続き推進するとあります。

### 2 次期教育振興基本計画

令和5年3月8日の中央教育審議会において、「次期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられました。

《総括的な基本方針・コンセプト》

- \* 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- \* 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

次期教育振興基本計画では、国における教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、2040年以降の社会を見据えた教育政策における総括的な基本方針として、上記2点が掲げられており、両者は今後国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これら相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要であると示されています。

そのなかで、「Society 5.0」社会の現状や変化を踏まえて 2040 年以降の社会を展望したとき、教育こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来しており、将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっているとあります。次に、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあること）の観点として、子どもたちのウェルビーイングを高めるには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要であると示されています。加えて学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要であると示されています。

また、この総括的な基本方針のもと、次の 5 つの基本的な方針が定められています。

《 5 つの基本的な方針 》※一部抜粋

- \* グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- \* 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
  - ➡ ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上 等
- \* 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- \* 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
  - ➡ GIGAスクール構想、校務DXを通じた働き方改革  
教育データの標準化、教育データの分析・利活用の推進 等
- \* 計画の実効性確保のための基盤整備・対話
  - ➡ 指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進 等

将来の予測が困難なVUCAと言われる時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要であり、一人一人の多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があると示されています。また、今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）、メタバース活用、Web 3.0等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野において、ICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠であると示されています。初等中等教育においては、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するとともに、そのための教師の指導力向上・ICT環境整備の更なる充実が求められており、デジタル教科書・教材・学習支援ソフトの活用に向けた取組の推進、クラウド活用による次世代の校務DXを通じた教育データの利活用や学校における働き方改革にも取り組む必要があると示されています。

## II 大阪市の情勢

### 1 大阪市教育振興基本計画

昨年度に本市では、令和 12 年以降の社会を見据えた計画として、令和 4 年度から令和 7 年度までを施行期間とした新たな「大阪市教育振興基本計画」が策定されました。

#### 《基本理念》

全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします。あわせて、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします。

#### 《最重要目標》

- \*安全・安心な教育の推進
- \*未来を切り拓く学力・体力の向上
- \*学びを支える教育環境の充実

#### 《9つの基本的な方向》

- \*安全・安心な教育環境の実現
- \*豊かな心の育成
- \*幼児教育の推進と質の向上
- \*誰一人取り残さない学力の向上
- \*健やかな体の育成
- \*教育DXの推進
- \*人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- \*生涯学習の支援
- \*家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

### 2 大阪市の学校事務職員を取り巻く状況

大阪市の学校事務職員においては、平成 19 年度より大阪市立学校管理規則で、事務主幹、事務主任及び事務副主任それぞれの職務内容として「事務をつかさどる」と定められ、学校事務職員の学校経営への参画について先進的に条件整備が進められてきました。そして、学校教育法においては平成 29 年 4 月に一部が改正され、学校事務職員の職務が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改められました。

そのようななか、本市では、大阪市立学校管理規則を改正し、令和2年度に共同学校事務室のモデル設置を行うとともに、令和3年度から段階的に構成校を拡大してきました。令和4年7月29日付事務連絡「共同学校事務室の全市実施に向けた準備等について」では、令和5年度より追加整備される拠点校及び構成校が示され、全市実施体制に向けて準備事務が進められてきました。そして、令和5年3月31日付事務連絡「共同学校事務室の全市実施について（通知）」において、令和5年度からすべての小学校、中学校及び義務教育学校において共同学校事務室を実施することが通知され、それに伴い、「大阪市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」の一部改正、「大阪市学校間連携実施要綱」の廃止等の規定整備が行われました。「大阪市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」には、小学校、中学校及び義務教育学校に係る学校事務を組織化して共同処理し、学校事務職員の資質向上及び人材育成並びに学校事務の標準化及び効率化を進めるとともに、学校事務職員が積極的かつ主体的に学校経営へ参画することにより、学校マネジメント機能の強化を図ることを目的として設置すると示されています。

### Ⅲ 市事研の活動方針と研究課題

市事研では、新しい時代に即した学校事務職員の果たすべき役割と学校事務のあり方を探究し、より高度で信頼ある確かな学校事務の実現と学校教育の充実に向けて、日々の研究や実践を重ね、その成果を教育現場の実態に即した制度の構築へとつなげていく必要があると考えます。また、私たち学校事務職員には、学校現場で働く唯一の行政職員として、総務や財務面における専門性を発揮しつつ学校事務の領域全般をつかさどり、責任と権限をもってその役割を果たすことがより一層求められています。日々、多様化する児童生徒の学びの保障はもとよりGIGAスクール構想や教育DXの推進等、学校現場を取り巻く状況はめまぐるしく変化しています。そういった状況において学校事務職員が「チームとしての学校」のメンバーの一員として学校組織マネジメントにおける中核の一端を担い、多様化していく役割や複雑化していく業務に対して、個々の学校事務職員が培ってきた力量や経験を組織のなかで共有し、的確な計画性や判断力をもって学校経営に参画していくことが重要となります。これらの目的を果たすため、これまで積みあげてきた研究や実践などを踏まえつつ、より効果的で効率的な学校事務のあり方について研究を進めます。

そこで、今年度の研究課題については、新たに「組織として考える学校教育と学校事務」とし、活動の重点を「次代の学校事務の確立に向けた研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」とします。

#### 1 次代の学校事務の確立に向けた研究

市事研では、学校事務職員が日常の業務において形式的に事務処理を行うだけでなく、主体的・積極的に学校経営へ参画していくことが、学校の教育目標達成に向けて求められるこれからの学校事務職員のあるべき姿と捉えて活動を進めてきました。学校事務職員が「チームとしての学校」のメンバーの一員

として、積極的に教職員との協働を図りながら、校内組織を通じて、総務・財務といった分野を中心に学校経営へ参画し、実務経験を積みあげていくなかで学校事務職員としての専門性を高めていくことが重要であると考えます。

また、今年度より全市実施となった共同学校事務室においては、OJTを通じた学校事務職員の人材育成や、学校事務の標準化及び効率化を図ることで、更に学校組織マネジメント機能を強化していくことが目的とされています。

経験が浅い学校事務職員や臨時的任用職員の単数配置が増加し、専門性の継承が困難とされるなか、今まで以上に学校経営へ参画し、学校組織マネジメント機能を強化していくためには、これまで培われてきた実践や経験等を共同学校事務室といった組織で共有していく人材育成の観点が必要となってきます。また、そのなかで次世代へとつなぐ今後を見据えたキャリア形成の構築についても注視していく必要があります。すべての学校において、学校事務職員が専門性を発揮し、適正に学校経営へ参画できるよう、共同学校事務室を活用した新たな学校経営への参画について、引き続き研究を進めます。

## 2 信頼に応える確かな学校事務の実践

### (1) 市の施策を踏まえた実践

大阪市教育委員会は、令和5年度の運営方針について「大阪市教育振興基本計画」における三つの最重要目標である「安全・安心な教育の推進」「未来を切り拓く学力・体力の向上」「学びを支える教育環境の充実」を達成するため、それぞれの取組を相互に連携させ、教育施策全体の構造化を図りながら推進することにより、基本理念の実現をめざすとしています。私たち学校事務職員は、日々の業務を確実に遂行するために、国・市の施策や法改正の動向なども踏まえ、より広い視野と知識から学校事務の領域全般をつかさどり、学校経営に参画する必要があります。そのために必要な情報収集を行い、会員の職能形成や資質向上につながる研修の実施や資料作成などに取り組みます。

### (2) 効果的・効率的な事務の実践

より効果的・効率的に業務を行うための研究を進めるとともに、必要な研修の実施、資料の作成に取り組みます。

### (3) 事務実践につながる今日的課題研究

学校力の向上、信頼に応える確かな学校事務をめざすためには、学校全体の教育力を高めていくことが大切です。そのためには、子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、学校事務職員の専門性に沿う日々の実務実践に活かせる課題について、より深く理解することが必要です。専門的な知識や経験を有する講師を招いた研修会の実施や情報提供を積極的に進めます。

### 3 組織力の向上

#### (1) 会報等の積極的活用

会報での発信を通して、会員へ業務に役立つ資料や情報などの提供を積極的に推進します。また、より多くの情報を迅速に会員へ発信できるよう、ホームページを積極的に活用し、更なる内容の充実に努めます。

#### (2) 区会

区会は平成 18 年度の会則改正により、地域性や区内学校事務職員の構成人数、経験年数を踏まえ、よりきめ細かい O J T ・実践交流の場として、学校間の連携を深め、学校の課題解決に向けた活動を展開してきました。一方で、平成 27 年度に大阪市学校間連携実施要綱が制定され、学校間連携の推進が図られたことから、区会については当面休止していますが、幹事会や全事研などの資料配付及び情報共有などは引き続き行います。そして、今後の更なる本会の目的達成に必要な研究・研修活動のあり方を含め、幹事会などで会員の意見集約を行います。

#### (3) 事務局・専門部活動の充実

大阪市の学校事務と学校事務職員を取り巻く状況を踏まえ、今後の組織と研究会活動のあり方について検討を進める必要があります。

また、会員の意思を反映した事務局・専門部活動に引き続き努めるとともに、活動を通して、これまで以上に研究・研修の充実に図ることができるように取組を進めます。

## 令和5年度 活動内容

### 1 幹事会

幹事会は、会則 11 条に基づく事項について決議し、円滑な研究会活動を図るべく開催します。

### 2 役員会

役員会は、会則 13 条に基づき会務を執行します。

### 3 事務局

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報やホームページ等による情報発信
- (5) 関係機関・団体との連携

### 4 専門部

#### ◆ 研究部

[活動テーマ及び方針]

#### (1) 学校事務職員に求められる役割についての研究

昨今、学校に対してさまざまな教育課題への対応が求められ、学校現場を取り巻く環境は複雑化・困難化しており、学校事務職員に求められる役割についても多様化しています。こういったことから研究部では、学校の教育課題の解決に向け、学校事務職員が「チームとしての学校」のなかで、財務や総務といった専門性を活かしながら学校経営へ参画し、学校力向上の一翼を担う必要があると考え研究を進めてきました。

今後、より質の高い学校教育目標の達成をめざすためには、すべての学校において基礎基本となる業務が適正に行われるように事務の標準化や平準化を図っていく必要があります。

経験の浅い事務職員でも共同学校事務室におけるOJT機能を活用し、室長及び副室長や職務の級が3級である室員の知識や経験を継承できる機会を設けることで「財務」という専門性を十分に発揮し、学校のみドルリーダーとしての役割を果たすための効果的な体制などを探究し、引き続き、これから求められる今後の「学校事務職員のあり方」について研究を進めます。

#### (2) 業務改善に関する研究

学校事務の領域全般を視野に入れ、すべての学校事務職員が財務に関する専門性をもって「予算委員会の運営」や「予算編成に関する事務」を行うためにはどのようにしたら良いのか、実務実践を進め、より適正で効果的・効率的な業務改善について研究します。

(3) 学校事務の調査及び統計

- ① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。
- ② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

◆ 研修部

[活動テーマ及び方針]

(1) より自律的で安定した学校事務を実現するための研修

学校事務を取り巻く環境が大きく変化していくなか、各学校で日々の業務を確実に遂行し、より広い視野から学校経営に参画することができるよう、会員の職能形成や資質向上につながる研修会を企画します。

(2) 業務能力を高める研修

より効果的・効率的に業務を行うための研修会の企画や資料作成に取り組みます。

(3) 今日的課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を有する講師を招いた研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

会報やホームページを活用し、会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

## 5 第29回大阪市立小中学校事務研究大会

市事研研究大会は、会員の研究及び研修の場として定着しています。

第29回大阪市立小中学校事務研究大会の成功に向けて取り組み、研究大会実施規程に基づき、9月22日（金）に実施する予定です。

## 6 関係機関・団体との連携

- (1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）
- (2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）
- (3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）
- (4) 政令指定都市学校事務職員研究協議会
- (5) その他

※現段階では計画としてあげていますが、今後の状況により変更となる可能性があります。

## 令和5年度 会計予算（案）

令和5年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の予算は、次のとおりです。

### 1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	説 明
会 費	587,000	1,000円×587名
補 助 金	200,000	(財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金
研 究 大 会 資 料 代	5,000	研究大会資料代(追加分)
前 年 度 繰 越 金	653,494	
雑 収 入	3	銀行預金利息等
合 計	1,445,497	

### 2 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	説 明		
報 償 費	報 償 金	150,000	研修会等講師等謝礼	
需 用 費	消 耗 品 費	186,000	運営・活動用消耗品等	
			事務局	126,000 円
			研究部	20,000 円
	研 修 部	20,000 円		
	研 究 大 会	20,000 円		
	印 刷 製 本 費	350,000	研究集録等印刷	
運 営 費	渉 外 費	5,000	政令指定都市研会議費、渉外費	
役 務 費	通 信 運 搬 費	45,000	郵便切手、振込手数料、物品運搬費等	
	筆 耕 翻 訳 料	90,000	研修会手話通訳料	
使 用 料	会 場 使 用 料	200,000	実務研修会等会場使用料	
	貸 借 料	132,000	ホームページサーバー料	
負 担 金	会 費	105,000	全事研会費、府事研会費、政令指定都市分担金等	
旅 費	普 通 旅 費	182,000	全事研評議員会、政令指定都市研会議交通費等	
予 備 費		497		
次 年 度 繰 越 金		0		
合 計		1,445,497		

※現段階では計画としてあげていますが、今後の状況により変更となる可能性があります。

## 令和 5 年度 事業・活動計画表

月	事業・活動内容（概要）
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度 事業計画の立案</li> <li>・ 令和 5 年度 会計予算の立案</li> <li>・ 事務局会、専門部会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度研修会、総会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹事会</li> <li>・ 事務局会、専門部会</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局会、専門部会</li> </ul>
8	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 29 回大阪市立小中学校事務研究大会 9 月 22 日（金）大阪市教育センター</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務研修会</li> <li>・ 事務局会、専門部会</li> </ul>
11	
12	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹事会</li> <li>・ パソコン研修会</li> </ul>
2	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局会、専門部会</li> <li>・ 令和 5 年度活動の総括</li> </ul>

※現段階では計画としてあげていますが、今後の状況により変更となる可能性があります。

# 大阪市立小中学校事務研究会会則

制 定 平成5年3月2日  
最近改正 令和4年5月27日

## 前文

本会は、大阪市立小学校事務研究会並びに大阪市立中学校事務研究会の発展的解消により、それぞれの機関決定を経て、ここに組織合同をする。

前身である両研究会の活動の所産である財物は、有形無形を問わず、これを本会が継承する。

## 第1章 総 則

第1条 本会は、大阪市立小中学校事務研究会という。

2 本会は、事務所を会長の勤務する所に置く。

第2条 本会は、学校事務の研究を推進し、事務職員の資質と職能の向上に努め、大阪市の学校教育の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、前項の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 研究大会の実施
- 2 広報、啓発活動
- 3 調査、研究活動
- 4 研修会の実施
- 5 関係機関・団体との連携
- 6 その他本会の目的達成に必要な事項

## 第2章 組 織

第3条 本会は、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する事務職員並びに学校運営支援センター等に勤務する事務職員で構成する。

第4条 本会は、行政区を組織の単位とする。

2 行政区には、幹事を置く。

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員は、会則に基づき、会の運営と活動に参加する権利を有する。

2 会員は、本会が会費（分担金）を納める研究団体の会員としての権利を有する。

第6条 本会の会員は、所定の会費を納入しなければならない。

## 第4章 機 関

第7条 本会には、次の機関を置く。

- 1 総 会
- 2 幹 事 会
- 3 役 員 会

第8条 総会は、本会の最高の決議機関で、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。

第9条 総会は、次のことを決める。

- 1 会の運営方針及び事業計画
- 2 予算の決定及び決算の承認
- 3 会則の制定並びに改正
- 4 役員、監査委員の承認
- 5 他団体への加入並びに脱退
- 6 その他本会の目的達成に必要な重要事項

第10条 幹事会は、総会につぐ決議機関で、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第11条 幹事会は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 補正予算の決定
- 3 会則の解釈並びに規程の制定及び改正
- 4 その他本会の運営に必要な事項

第12条 役員会は、本会の執行機関で、会長、副会長、事務局長、事務局次長及び専門部長をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集する。

第13条 役員会は、次のことを行う。

- 1 決議機関から与えられた事項の執行
- 2 総会及び幹事会に提出する議案の作成
- 3 事務局の運営及び統括
- 4 専門部の運営及び統括
- 5 研究大会の実施
- 6 区会への連絡及び調整
- 7 その他緊急事項の処理

第14条 総会の議長は、出席員より互選する。

- 2 幹事会の議長は、幹事より互選する。
- 3 役員会の議長は、会長があたる。

第15条 この会則による会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、総会に出席できない場合は委任状をもってあてることができる。

- 2 前項にかかわらず総会の成立は、4分の1以上とする。
- 3 議決は、出席員の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。ただし、第9条第3項に関しては出席員の3分の2以上の同意を必要とする。
- 4 天災その他の理由により、総会または幹事会が集合形式で実施できない場合、役

員会は、通常の議決に代えて、書面による議決を行うことができる。なお、この場合における本条各項の規定の適用については、書面表決を行った構成員を出席員とみなす。

## 第5章 幹 事

第16条 本会には、幹事を置く。

第17条 幹事は、行政区ごとに選出する。

2 選出方法については、行政区より1名の幹事を選出する。

3 幹事は、役員及び監査委員を兼ねることはできない。

第18条 幹事の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充は、当該の行政区で行い、任期は前任者の残余期間とする。

## 第6章 役 員

第19条 本会には、次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 2名

事 務 局 長 1名

事務局次長 2名

研 究 部 長 1名

研 修 部 長 1名

第20条 役員の職務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。また、担当専門部に助言し、行政区との連絡調整・本会の会計業務を処理する。

3 事務局長は、事務局業務を総括する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその代理をする。

5 研究部長、研修部長は、各部の業務を総括する。

第21条 役員は、別に定める役員等選出規程により選出し、総会の承認を得る。

第22条 役員の任期は、総会より翌年の総会までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充で就任したものの任期は前任者の残余期間とする。

## 第7章 監 査 委 員

第23条 本会には、監査委員を置く。監査委員は本会の運営から独立した権限をもつ。

第24条 監査委員は、2名とする。

第25条 監査委員は、決議された事業計画等に照らし、会務運営及び会計処理の監査を行い会員に報告する。

第26条 監査委員の選出及び任期は、監査業務の独立性を鑑み、第21条、第22条を準用する。

## 第8章 事務局

第27条 本会には、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって構成する。

3 事務局は、役員の推薦により事務局員を若干名置く。

4 事務局員は、会長が委嘱する。

5 事務局員の任期は、事務局長の任期に準ずる。

第28条 事務局は、次の業務を行う。

1 本会の事務の総括及び整理

2 組織実態の把握

3 会務の記録及び保存

4 関係機関・団体との連携

5 会の内外への広報活動

6 その他必要な事項

## 第9章 専門部

第29条 本会には、次の専門部を置く。

研究部

研修部

第30条 専門部には、専門部会を置き、部長、副部長及び部員をもって構成する。

第31条 専門部は、公募により部員を若干名置く。

2 部員は、会長が委嘱する。

3 副部長は、部長が指名する。

4 副部長は、部長を補佐する。

5 副部長及び部員の任期は、専門部長の任期に準ずる。

第32条 研究部は、次の事業を行い、研究課題別に小部会を設置することができる。

1 職務の研究

2 事務改善研究

3 学校事務の調査・統計

4 その他部の目的達成に必要な活動

第33条 研修部は、次の事業を行う。

1 研修計画の検討及び立案

2 研修会の立案及び実施

3 その他部の目的達成に必要な活動

## 第10章 区 会

- 第34条 本会は、行政区に区会を置く。
- 第35条 区会は、本会の目的達成に必要な研究研修活動を行う。
- 第36条 区会には、第4条2に規定する幹事を置く。
- 2 幹事は、幹事会に出席し、本会との連絡調整にあたる。

## 第11章 会 計

- 第37条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 第38条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第39条 会計規程は、別に定める。

## 第12章 付 則

- 第40条 この会則の改正については、その議案を付して総会の2週間前に通知する。
- 第41条 この会則は、平成5年3月2日に制定し、平成5年4月1日より施行する。
- 付 則 この会則は、平成7年5月24日に一部改正し、平成7年5月24日より施行する。
- この会則は、平成18年6月15日に一部改正し、平成18年6月15日より施行する。
- この会則は、平成19年2月15日に一部改正し、平成19年2月15日より施行する。
- この会則は、平成23年5月31日に一部改正し、平成23年5月31日より施行する。
- この会則は、平成28年5月27日に一部改正し、平成28年5月27日より施行する。
- この会則は、平成29年5月26日に一部改正し、平成29年5月26日より施行する。
- この会則は、令和4年5月27日に一部改正し、令和4年5月27日より施行する。

## 大阪市立小中学校事務研究大会実施規程

- 第1条 この規程は、大阪市立小中学校事務研究大会(以下、「研究大会」という。)を実施するために定める。
- 第2条 研究大会は、専門部、及びグループ・個人の研究・研修等の場とし、職務の探究と職能の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 専門部の研究発表等は、1以上の専門部が行う。  
2 グループ・個人の研究発表は、公募により行う。
- 第4条 研究大会を実施するために、実行委員会を設置する。
- 第5条 実行委員会は、次により構成する
- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 役員会     | 2名(内1名は、研究大会担当副会長) |
| 事務局・専門部 | 各1名                |
| 会員      | 若干名                |
- 第6条 実行委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 第7条 実行委員の任期は、実行委員会の設置より当該研究大会に関するすべての業務が終了するまでとする。ただし、再任は妨げない。欠員による補充については、前任者の残余期間とする。
- 第8条 実行委員会は、次のことを行う。
- 1 研究大会の企画立案に関すること
  - 2 研究発表者等の募集、依頼及び調整に関すること
  - 3 大会運営に関すること
  - 4 大会記録に関すること
  - 5 その他必要な事項
- 第9条 実行委員会は、前条の任務について立案した事項を役員会に報告し、承認を得る。
- 第10条 実行委員会設置の事務は、役員会が行う。
- 第11条 この規程の改定は、幹事会が行う。
- 第12条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

## 役員等選出規程

第1条 この規程は、会則21条に基づいて定める。

第2条 この規程は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、研究部長、研修部長及び監査委員の選出に適用する。

第3条 選出を行うために、役員等選出委員会を設置する。設置の事務は、事務局が行う。

第4条 役員等選出委員は前年度の幹事より5名選出する。

2 現役員等が委員になること、及び委員から役員等の候補者になることはできない。

3 委員の互選により委員長を1名置く。

第5条 役員等選出委員会は、構成員の2分の1を超える出席で成立し、その過半数で議決され、可否同数の場合は議長が決める。議長は委員長とする。

第6条 役員等選出委員会は、次の業務を行う。

(1) 役員等選出委員会は、会員から役員等の候補者を推薦する。推薦にあたっては会員及び役員等の意見を聴取することができる。

(2) 役員等選出委員会は、役員等の候補者の了解を得た後、役員等の候補者の名前を会員に公表する。

(3) 役員等選出委員会は、総会において役員等の候補者を公表するに至るまでの経過の報告を行う。

第7条 役員等選出委員会は、役員等が総会において承認された後、その任務を終了する。

第8条 役員等に欠員が生じたときは、役員会が幹事会にはかる。

第9条 この規程の解釈及び改正は幹事会で行う。

第10条 この規程は平成19年2月15日より施行する。

付 則 この規程は平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。

## 会 計 規 程

- 第1条 この規程は、会則第39条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、本会の予算及び出納に関する会計事務に適用する。
- 第3条 本会には次の会計帳簿をもうけ会員の要求により随時これを公開する。
- |            |         |             |
|------------|---------|-------------|
| 1 予算書      | 2 預貯金通帳 | 3 収入・支出関係書類 |
| 4 金銭出納簿    | 5 予算差引簿 | 6 決算報告書     |
| 7 その他必要な書類 |         |             |
- 第4条 会則第6条により会員は会費を納入する。
- 2 会費は1会員につき年額1,000円とする。
- 第5条 本会の会計年度は、会則第38条により毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 第6条 会長は、会計年度当初に予算書を作成し、総会で承認を得る。
- 第7条 副会長は、収入に関する事務を管理する。
- 第8条 副会長は、予算の執行に関する事務を管理する。
- 第9条 副会長は、会計年度ごとに決算報告書を作成する。
- 第10条 会長は、決算報告書を会計年度終了後、速やかに監査委員に提出し、監査を受ける。
- 第11条 会長は、監査終了後、決算報告書を総会に提出し、その承認を得る。
- 第12条 この規程に関する会計帳簿の保管年限は、5年とする。
- 第13条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 付 則 この規程は、平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。